

法律診断



牟田美智代事務所

社会保険労務士・特定行政書士

厚生労働大臣認可・労働保険事務組合 どりかむ21 運営

TEL 052-681-6006

～ちょっと待って、それって一廃、産廃？～

廃棄物の取扱いについて分かりにくい、こういった場合にはどう処理するべきなのか？というご相談を頂くことがあります。特に、平成23年に建設工事から排出された廃棄物の処理責任を元請に一元化すると条文に明記されてからは、建設業者さんの産業廃棄物に対する意識も変わったように思います。

元請が排出事業者になるということは、下請は収集運搬業の許可が必要？一般廃棄物だったら現場に置いてこなくてはいけない？そんなこと施主は納得しないだろう。等々、排出された廃棄物が一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、産業廃棄物でも建設系廃棄物なのかで取扱いが違ってくるので、排出事業者さん、処理業者さん共に大変悩まれています。しかしこのコンプライアンス重視の時代において環境問題・廃棄物関連については特に厳しい目を向けられており、知らなかったでは済まされない状況です。

今回は具体的な例を挙げて一廃なのか、産廃なのか、建廃なのかをご説明いたします。

例えば、キッチンのリフォーム工事の際、「新しいシンクをもともと出ている水道管に接続するだけ」、「ビルトインコンロをもとあるガス管に接続するだけ」は建設工事ではありません。よって使用済みのシンクやコンロは一般廃棄物ですので施主さんが自身で粗大ごみとして各自治体のルールに沿って処理してもらおう、又は、新製品購入の際の無償下取りサービスを利用する場合は、販売業者が事業活動に伴う産業廃棄物として販売業者が処理しなくてはなりません。

しかし、水道管やガス管を延ばす、移設する、システムキッチンを設置するのに躯体に手を加えるなどの場合は「管工事」や「内装工事」「とび・土工・コンクリート工事」などに該当するため産業廃棄物

(建設系廃棄物)として元請業者の責任のもと処理をしなくてはなりません。

また、事故や災害で太陽光パネルが破損し、地上に落下してしまったり。一般家庭の屋根から落下してしまったりした太陽光パネルは一般廃棄物。業者に交換を依頼した場合、太陽光パネルの設置・交換は建設業の「屋根工事」や「電気工事」に該当するため、建設工事から排出された産業廃棄物であり、排出事業者は元請業者です。ちなみに、太陽光パネルを設置し売電を事業としているメガソーラーも、パネルの交換や撤去を工事として委託した場合、売電業者の排出した産業廃棄物ではなく、交換・撤去を請け負った元請の産業廃棄物として取扱わなくてはなりません。

建設系廃棄物に該当した場合、廃棄物処理法第21条の3第3項に「請負金額が500万円以下の建設現場から排出された1回あたりの運搬が1m³以下の廃棄物については下請業者の自社物とみなす」とあり、下請に収集運搬業の許可がなくても運搬可という特例があります。しかし、「みなす」というだけであくまでも排出事業者としての処理責任は元請業者にあります。排出された廃棄物がどういった経緯で排出されたものなのか、今一度確認していきましょう。